

■ 第1章 伊勢原市文化財保存活用地域計画の作成

1 文化財保存活用地域計画作成の背景

(1) これまでの文化財保護の取組

伊勢原市には、豊かな自然と歴史、そのなかで生まれ、伝えられてきた数多くの文化財があります。それらは地域共有の財産であり、お金では買うことのできない伊勢原の資産であり、市民の誇りでもあります。

市域に所在する国の指定文化財は、多くが明治時代や大正時代に指定となっており、我が国の文化財保護の早い段階から既にその歴史的、芸術的評価が定着していたことがわかります。古代の山岳信仰から、中世の武士らの信奉を集め、江戸時代には庶民の心を捉えた大山の歴史を背景に、文化財の宝庫としての位置づけが現在まで引き継がれていると言えます。

一方、国や神奈川県が指定・登録したもの以外の文化財については、昭和38年に制定した伊勢原町（当時）文化財保護条例に基づき、所有者の理解と協力のもと、貴重な文化財を計画的に市の文化財に指定してきました（表1-①）。そして、保存修理や維持管理に必要な経費について所有者を支援するなど、それらの保存に努めてきました。

そうした保護施策の一方で、高度経済成長期以来の地域開発の波は本市にも大きな影響を及ぼし、産業構造の変化や、人口増加、核家族化が進展し、人々の日常生活にまで至る様々な変化をもたらしました。こうした流れの中で、振り返られることもなく、失われていった文化財も少なくありません。市では、所有者や事業者の協力のもと、民俗資料の収集や埋蔵文化財の調査など、失われつつある資料の保存に力を入れてきました。そして、蓄積してきた資料を地域の資産としてより積極的に活用し、地域の誇りとして将来へ引き継ぐことを目的に、平成24年度に伊勢原市文化財保護条例（以下、「市条例」という。）を全面的に改正しました（表1-④）。この市条例に基づき、市、市民、事業者及び文化財の所有者が、それぞれの役割を認識した自主的な参画により、文化財の適切な保存と継承を図り、更にまちづくりへも活用していくことを目指しています。

(2) 文化財をめぐる社会の変化

本市が市条例改正に取り組むきっかけとなったもうひとつの理由は、国による歴史文化基本構想（以下、「歴文構想」という。）策定の提唱にあります。この歴文構想は、平成19年度に文部科学大臣の諮問機関である文化審議会文化財分科会企画調査会の報告書（表1-②）に基づき定められた制度で、地域で文化財を継承していくために、指定、未指定にとらわれず、文化財を総合的に把握し、その周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための地方自治体の基本的な構想です。そして、その取組の主体を市町村と定め、市町村が主体的に文化財保護に取り組むためのマスタープランとして、歴文構想の策定に取り組むことを推奨しました（表1-③）。当時、伊勢原市教育委員会（以下、「市教委」という。）ではこの新制度に取り組む状況にありませんでしたが、その考え方や方針を今後の市の文化財保護に取り入れていくべきと判断し、市民参画と文化財の活用、更にま

ちづくりへの活用をキーワードとして、前述した市条例の改正を行いました（表 1－④）。

その後、平成 25 年に東京オリンピック、パラリンピックの開催が決定すると、海外に向けた日本文化の発信、外国人観光客の誘客が国を挙げての課題となり、我が国の歴史と文化を物語る文化財の活用が注目されるようになります。具体策としては、文化庁が中心となり、文化財の活用事業、特に観光振興を図る事業に対する支援策が整備され、広く文化財の活用を地域振興に結びつけていく施策に力が入れていきます。

更に、平成 30 年には、今後の人口減少社会における地域での文化財保護に備えるため、文化財保護法が改正されます（表 1－⑧）。そして、市町村が地域の文化財の継承に計画的、継続的に取り組むために、その機能強化を図る一環として、歴文構想に代わる文化財保存活用地域計画（以下、「地域計画」という。）が法制化（文化財保護法第 183 条の 3）され、文化庁長官による認定を受けることにより、市町村が今まで以上に社会的、法的効力を有する計画に基づき文化財保護に取り組むことができるようになりました。地域計画は、市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画となります。

表 1 文化財保護法の変遷と伊勢原市の文化財保護

年度	出来事	主な内容	No.
昭和 25	文化財保護法制定	有形・史跡名勝天然記念物・無形・埋蔵文化財の保護	
29	文化財保護法改正	民俗資料の保護	
38	伊勢原町文化財保護条例制定		①
43	文化財保護法改正	文化庁発足	
50	文化財保護法改正	民俗文化財・伝統的建造物群・文化財保存技術の保護	
平成 8	文化財保護法改正	文化財登録制度	
11	文化財保護法改正	都道府県等への権限委譲	
16	文化財保護法改正	文化的景観の保護	
19	文化審議会文化財分科会企画調査会報告	歴史文化基本構想策定の提言	②
20	歴史文化基本構想策定モデル事業（～22）	20 件の歴史文化基本構想策定	③
24	伊勢原市文化財保護条例全部改正		④
27	日本遺産認定開始	歴史文化基本構想の策定が地域型の申請条件	⑤
27	伊勢原市歴史文化基本構想策定		⑥
28	「大山詣り」日本遺産へ認定		⑦
30	文化財保護法改正	文化財保存活用地域計画制度制定	⑧
令和 元	神奈川県文化財保存活用大綱策定		
3	伊勢原市文化財保存活用地域計画作成		

※ 網掛けは伊勢原の取組

（３）歴史文化の継承と計画の必要性

こうした社会状況の変化の中で、地域の歴史や文化財に関する人々の考え方にも変化がみられます。これまでの物質的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさを求める傾向が強くなり、そのよりどころとして歴史的な遺産が脚光を浴び、個人的な学習意欲が高まるとともに、地域づくりにも歴史や文化財を生かそうという機運が高まりつつあります。

歴史やその中で育まれてきた文化を十分に理解、認識し、更にすぐれた文化の花を咲かせるよう努めていくことが、今を生きる私たちにとっての使命であり、地域の歴史文化を継承していくことは、先人に対する、そして未来の市民に対する私たち世代の責務

です。

私たちの暮らしを取り巻く社会環境の変化や価値観の多様化、人口減少・少子高齢化の進展等に伴い、生活の中に息づいてきた歴史文化を次世代に継承することが難しくなっている今だからこそ、文化財をその周辺環境も含めよりよい状態で後世に引き継ぐ仕組みづくりが必要となっています。そのために、市町村が主体的に、そして計画的、継続的に地域の文化財を保護する取組を進めていくことが求められています。

2 文化財保存活用地域計画作成の目的と期待される効果

(1) 地域計画作成の目的

市条例では、これまでの文化財の保存を重視していた経緯を踏まえ、新たに文化財の積極的な活用を図り、市、市民、事業者及び文化財の所有者がそれぞれの役割を認識し、自主的な参画によって文化財の適切な保存と継承を図り、更に、歴史文化を地域の資産としてまちづくりにも活かしていくことを目指しています。また、伊勢原市教育振興基本計画では、目指す教育の方向性を示す「教育ビジョン」の3つの視点の1つに「歴史と文化遺産を継承するために」を掲げ、実施計画の5つの目標でも、「歴史・文化遺産の保護・活用と継承」を取り上げています。

こうした方針の下、個別の課題に取り組んでいくためには、新たに文化財保護法に定められた地域計画が必要であると判断し、歴文構想に代わる計画として作成に取り組むこととしました。

(2) 期待される効果

本計画を作成することにより、以下のような様々な効果が期待されます。その結果として、市民共有の財産である地域の歴史や貴重な文化財の再確認、その価値の再認識が進み、郷土への愛着、伊勢原市民としての誇りにつながるとともに、文化財を核とした地域での自主的な活動、連帯感の強化が地域の活性化につながると考えられます。また、そうした一連の活動が、文化財を後世に継承すべきものとして捉える意識を定着させ、文化財そのものの次世代への適切な継承が進むものと考えます。

ア 文化財の保存と活用について、そのバランスを図りながら、継続性、一貫性のある取組を計画的に推進することができる。

イ 文化財所有者に対し適切な指導、助言、支援を実施し、また、所有者独自の取組をより進めることができる。

ウ 企業や民間団体等、様々な関係者の協力のもと、地域で文化財の継承に取り組むことができる。

エ 地域の市民団体をはじめ、地域住民が地域の歴史的価値を理解し、その継承に取り組む活動を活性化することができる。

オ 未指定を含む地域の新たな文化財の掘り起こしが進み、保存・活用すべき文化財の裾野を広げることができる。

カ 文化財保護に関する国庫補助金の優先的採択、補助率の加算等が見込まれることにより、財源の確保がしやすくなる。

3 文化財保存活用地域計画の位置づけ

(1) 歴史文化基本構想策定の経緯

歴文構想制度の制定背景は前述したとおりですが、市教委では制度制定直後には策定に取り組むことができませんでした。その後、我が国の歴史文化を積極的に活用していく方針が掲げられ、観光振興を図る国策の一環として、文化財の活用が進められていく中で、歴文構想の策定が様々な事業と結びつけられていきます。その一例として、市町村が日本遺産を地域型で申請する条件に位置づけられます(表1-⑤)。本市では、平成27年に日本遺産への申請を進めるに当たり、地域型(単独の市町村による申請)か、シリアル型(複数の市町村による共同申請)かを検討しました。その結果、作業スケジュールや認定後の日本遺産の活用方法を考慮し、歴文構想を策定して、その上で地域型による日本遺産の認定に挑むことを選択しました(表1-⑦)。

このように、本市が平成27年度に策定した伊勢原市歴史文化基本構想(表1-⑥)は、日本遺産の申請をきっかけとしていますが、歴文構想が掲げる「地域に存在する文化財を指定や登録、未指定にかかわらず幅広く捉え、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保護・継承すること」を本市で実現し、あわせて、本市特有の資産ともいえる歴史や文化財を生かした魅力あるまちづくりを推進することを目的とするものでした。

(2) 歴史文化基本構想との関係

新たに文化財保護法に定められた地域計画は、従来の歴文構想を発展・継承するものとされています。文化庁が定めた地域計画の策定指針によると、地域計画は都道府県が定める文化財保存活用大綱を勘案し、市町村が目指す将来的なビジョンや具体的な実施計画を定めるとされており、当該市町村における文化財の保存・活用に関する実効性のある「マスタープラン」と位置づけられています。つまり、従来の歴文構想では、当該市町村における文化財の保存・活用の現状と課題を踏まえた今後の方針が示されていたので、地域計画ではそれに計画期間やその間に実施する具体的な取組計画を加えることとなります。

本市では、平成27年度に伊勢原市歴史文化基本構想を策定していますが、今回の地域計画の作成に当たり、従来の歴文構想をベースに、これまでの経緯を踏まえた現状を確認し、その課題を抽出したうえで、今後の方針を明確化しました。こうしたマスタープランとしての考えを土台とし、設定した計画期間の中で実施すべき取組について記載しており、アクション・プランとしての役割も担っています。このように本計画は、伊勢原市歴史文化基本構想を全面的に改定し、それに代わる新たな計画として作成したものです。



写真1 伊勢原市歴史文化基本構想(表紙)

（３）地域計画の位置づけ

地域計画は、令和元年に策定された神奈川県文化財保存活用大綱（表 1-⑧）を勘案し、伊勢原市歴史文化基本構想を継承、発展する計画として、市条例第 3 条第 2 項の規定に基づき作成するもので、本市の文化財行政における最上位の計画として位置づけます。

なお、本市の行政全体の最上位計画である伊勢原市第5次総合計画後期基本計画（計画期間：平成30年度～令和4年度）並びに第2期伊勢原市教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）を踏まえるとともに、関連するその他の計画や法制度との整合連携を図るものとします。

また、令和5年度以降の次期総合計画、教育振興基本計画の策定に際しても、本計画の内容を踏まえ、進捗状況の把握と事業の見直しを行ったうえ、反映させるよう努めます。

このほか、平成 27 年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標「SDGs」の理念を踏まえ、持続可能な社会の実現に向けて貢献する計画とします。

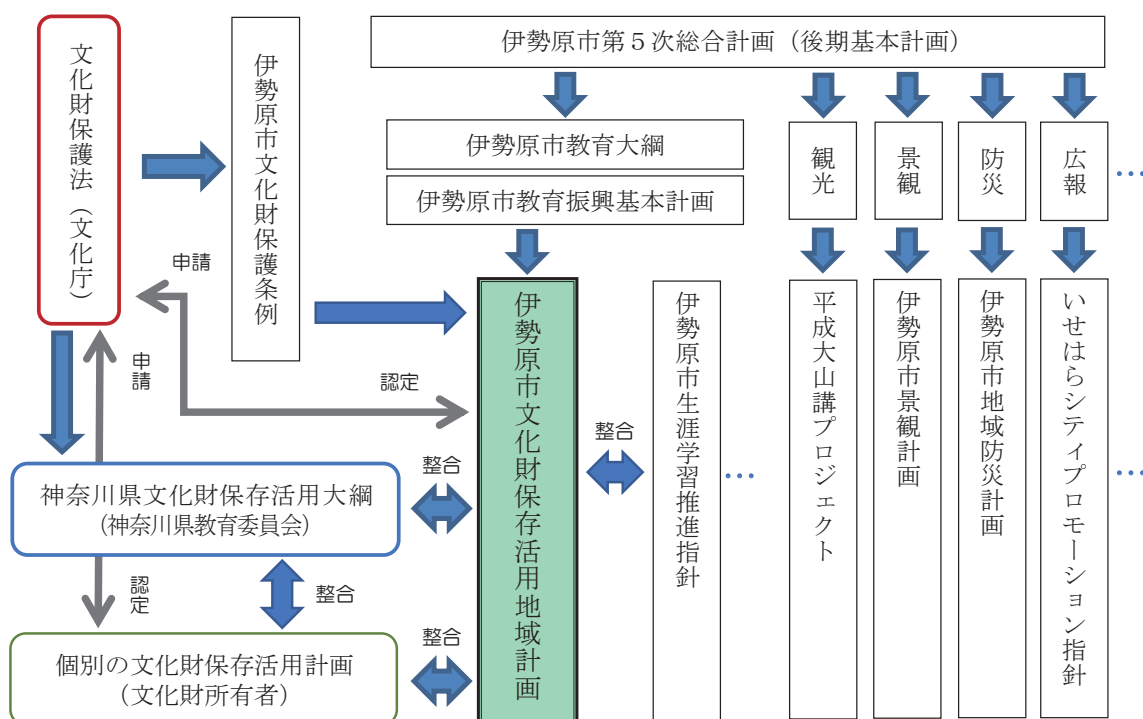


図1 伊勢原市文化財保存活用地域計画と関連法令、他計画等との関係

4 計画期間と見直し

(1) 計画期間

地域計画は市だけではなく、関係する多くの組織が取り組む計画ですが、現実的には市がその先導的役割を果たすこととなります。そのため、市全体の最上位計画である総合計画と関連付け、その設定期間に合わせて同様に検証、継続計画を作成することが合理的と考えられます。

現在の令和3年は、第5次総合計画後期基本計画の4年目に当たります。同様に伊勢

原市教育振興基本計画も、第1期を8年とした上で、第2期を総合計画と合わせ、5年間の計画としています。

現時点で、今後策定される次期総合計画の計画期間等は定まっていますが、これまでの計画の期間を踏まえると、5年を一区切りと捉え、本市の地域計画の設定期間については、現行の総合計画、教育振興基本計画の設定期間である2年間を合わせて、令和3年度から令和9年度までの7年間とします。(図2)

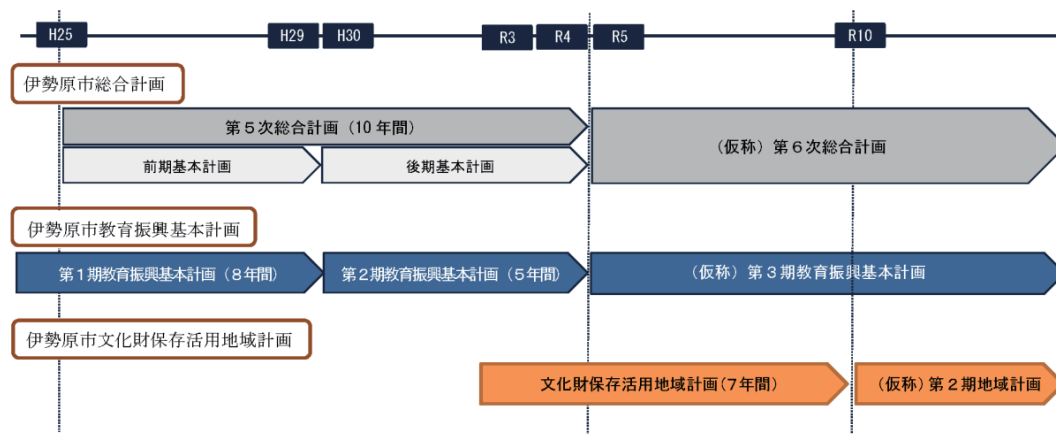


図2 伊勢原市文化財保存活用地域計画の計画期間と総合計画、教育振興基本計画との関係

(2) 必要に応じた計画の見直し

本計画の上位計画である総合計画及び教育振興基本計画は、令和4年度に現行計画の計画期間が終了し、新たな計画が策定される予定です。次期計画の計画期間によっては、また、それらとの整合性を図る必要が認められる場合には、本計画も見直しを行います。

本計画の見直しに際しては、進捗状況、成果等を検証し、自己評価を行った上で、社会情勢も考慮することとします。また、計画を見直した場合には、必要に応じて文化庁長官による変更の認定を受けることとします。

5 本計画における「文化財」の意味

「文化財」について文化財保護法では、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型に分類し(第2条)、更に保護する対象として埋蔵文化財(第92条)と文化財の保存技術(第147条)を掲げています。神奈川県文化財保存活用大綱でもこれを踏襲し、その内容について記載しています。本計画でもこれに従い「文化財」という語を使用します。

また、「歴史文化」という表記については、文化庁の資料(文化庁地域文化創生本部2021.01)によると、「地域に固有の風土の下、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を総体的に把握する概念」と説明されています。本計画でもこの考え方に沿い、地域の文化財とその周辺環境、それらを現在まで伝えてきた営み(文化)を含めて「歴史文化」と表現します。具体的な例としては、寺院の本尊(有形文化財)が本堂(有形文化財)に納められ、それらは

境内（史跡）や寺林（天然記念物）といった周辺の環境と一体となって存在します。そこを舞台として、祭りや行事（無形民俗文化財）が続けられています。そして、それらが現在まで伝えられているのは、仏像、本堂等を修理してきた技術（保存技術）や、境内、寺林等を維持してきた日々の行いがあったからです。また、こうした活動が長い年月続けられてきたことにより、様々な出来事が積み重ねられ、伝承が生まれ、歴史となっていきます。それら有形、無形の“モノ”、“コト”をまとめてとらえて、「歴史文化」と表現するということです。このように、本計画では、国・県・市の指定文化財にとどまらず、様々な未指定の文化財を対象とします。

このほか、これまでに策定した伊勢原市歴史文化基本構想や伊勢原市教育振興基本計画等では、「歴史・文化遺産」といった表記も見られます。「歴史的な文化財」に、「遺産」の持つ“役に立つ、活用すべき、継承すべき”という意味を付加して用いてきたと考えられます。こうした語についても、可能な場合は「歴史文化」と置き換えて表記しました。